

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第12条第1項	病院、診療所又は助産所の管理者選任の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 開設者が病気療養や留学など、合理的な理由により管理できない状態であること。
- (2) 周辺に他に診療所がなく、休廃止により地域住民に著しい影響を与える状況であること。
- (3) 当該施設を継承する医師・歯科医師が確保できず、法人化も困難（資金や人材が確保できない等）であること。

2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。